

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年3月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700216号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱)第1700003号

第1 結論

昭和35年3月21日から昭和48年3月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年3月21日から昭和48年3月21日まで

私のA社、B社、C社、D社及びE社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給された年金記録になっている。しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶が全くないので、調査の上、請求期間について年金額に反映するよう厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りはなく、オンライン記録により、請求者が脱退手当金の受給要件(被保険者期間が5年以上である者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が60歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして60歳に達した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないとき)を満たした後の平成9年11月21日に支給決定されていることが確認できることから、請求者の意思で請求されたものと考えられる。

また、オンライン記録により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険手帳記号番号(*)は、平成9年9月2日付けで基礎年金番号に統合されていることが確認でき、請求期間に係る脱退手当金が同年11月21日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求時に併せて統合処理が行われたと考えるのが自然である。

このほか、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。